

介護保険関係の法制度改正と 住民主体の移動支援への期待

令和3年6月12日

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

課長補佐 佐々木 忠信

介護予防・日常生活支援総合事業の推進

～生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加～

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。
ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、**社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防**につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような**地域づくりを市町村が支援すること**について、**制度的な位置づけの強化**を図る。

※具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「**生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）**」の配置などについて、**介護保険法の地域支援事業に位置づける。**

地域住民の参加

生活支援・介護予防サービス

- ニーズに合った多様なサービス種別
- 住民主体、NPO、民間企業等多様な主体によるサービス提供

- ・地域サロンの開催
- ・見守り、安否確認
- ・外出支援
- ・買い物、調理、掃除などの家事支援
- ・介護者支援 等

生活支援の担い手としての社会参加



高齢者の社会参加

- 現役時代の能力を活かした活動
- 興味関心がある活動
- 新たにチャレンジする活動

- ・一般就労、起業
- ・趣味活動
- ・健康づくり活動、地域活動
- ・介護、福祉以外のボランティア活動 等

バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化

バックアップ

都道府県等による後方支援体制の充実

【ポイント】

- 通いの場の取組を始めとする一般介護予防事業は、住民主体を基本としつつ、効果的な専門職の関与も得ながら、**従来の介護保険の担当部局の取組にとどまらず多様な関係者や事業等と連携**し、充実を図ることが必要。
- また、こうした取組をより効果的・効率的に行うためには、PDCAサイクルに沿った推進が重要であり、市町村・都道府県・国がそれぞれの役割を最大限に果たすべき。

一般介護予防事業等に今後求められる機能を実現するための具体的方策等

＜通いの場などの介護予防の捉え方＞

- ✓ 高齢者が関心等に応じ参加できるよう、介護保険による財政的支援を行っているものに限らず幅広い取組が通いの場に含まれることを明確化。取組を類型化し、事例集等を作成。自治体や関係者に周知。
- ✓ **役割がある形での社会参加も重要**であり、ボランティア活動へのポイント付与や有償ボランティアの推進に加え、就労的活動の普及促進に向けた支援を強化。
- ✓ ポイント付与を進めるためのマニュアルの作成等を実施。

（１）地域支援事業の他事業との連携方策や効果的な実施方策、在り方

＜連携の必要性が高い事業＞

地域支援事業の他の事業（※）との連携を進めていくことが重要。

→ 実態把握を進めるとともに、市町村において連携した取組が進むよう、取組事例の周知等を実施

※ 介護予防・自立支援のための地域ケア会議、短期集中予防サービス（サービスC）、生活支援体制整備事業

＜現行制度の見直し＞

一般介護予防事業を含む総合事業の実施しやすさや利用者のサービス利用の継続性に配慮していくことが必要。

- ・ **総合事業の対象者の弾力化**
- ・ 総合事業のサービスの価格の上限を定める仕組みの見直し
- ・ 介護予防の取組を積極的に行う際の総合事業の上限額の弾力化

等の総合事業の在り方については、本検討会での議論を踏まえ、引き続き介護保険部会等で検討

地域支援事業における ボランティア活動に対する奨励金の取扱い

令和2年度改正

地域支援事業実施要綱（抜粋）

別記1 総合事業（1） 介護予防・生活支援サービス事業（エ）サービスの提供 ② サービス提供の留意事項（d）について

補助（助成）の方法で事業を実施する場合について、当該補助（助成）の対象経費や額等については、立ち上げ支援や活動場所の借り上げの費用、間接経費（光熱水費、サービスの利用調整等を行う人件費等）等、様々な経費について、市町村がその裁量により対象とすることを可能とするほか、住民主体の多様なサービスの展開のため、ボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）を補助の対象とすることも可能である。

Q 1 1 ボランティア奨励金は、どのように活用したら良い？

⇒「地域支援事業実施要綱」の一部が改正され、総合事業において、ボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）を補助の対象とすることが可能になった。

⇒この奨励金は、総合事業の移動支援・送迎におけるすべての類型において、活用することが可能（ただし、補助の場合のみ。委託は不可）。

【解説】

○「「地域支援事業の実施について」の一部改正について（令和2年 老発 0 529 第1号）」により、「地域支援事業実施要綱」の一部が改正され、総合事業において、ボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）を補助の対象とすることが可能になりました 25。

25 地域支援事業実施要綱（P.10）『補助（助成）の方法で事業を実施する場合について、…（中略）…住民主体の多様なサービスの展開のため、ボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）を補助の対象とすることも可能である。』

○ この奨励金は、総合事業の移動支援・送迎にも活用することが可能です（ただし、補助の場合のみ。委託は不可）。

○ 訪問型サービスDのケース1）に該当する、「類型①：通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援」については、送迎前後の付き添い支援を対象に奨励金を補助することができます。

○ 訪問型サービスのケース2）に該当する、「類型②：通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎」については、ボランティア運転者が行う送迎とその前後の付き添い支援を対象に奨励金を補助することができます。ただし、「ボランティア運転者が行う送迎」を対象とした奨励金を補助することができるのは、道路運送法の許可・登録を受けている場合に限られます。

○ また、「類型③：通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎」については、通所型サービス・通いの場の運営に対する奨励金と一体的に補助することが可能です。

○ 訪問型サービスBに該当する、「類型④：生活援助等と一体的に提供される送迎」については、移動支援・送迎は団体が提供する多様な生活援助のうちの一つであるため、生活援助の提供に係る活動全体に対する奨励金として補助することが可能です。

○ 奨励金の活用が、運転者の確保等につながれば、地域の支え合いの仕組みの中で行われる移動支援・送迎の取組の持続可能性の向上も期待されます。

介護人材確保のためのボランティアポイントの活用

(地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分))

※令和2年度新規

○ボランティアポイントを活用することで、介護分野の各種研修やボランティア活動へのインセンティブを拡大し、若者層、中年年齢層、子育てを終えた層、高齢者層など各層の社会参加・就労的活動を推進するとともに介護現場での更なる活躍を支援。介護人材の裾野を拡大する。

※現行制度で実施されている介護予防に資する高齢者向けのボランティアポイント制度の仕組みを参考

地域医療介護総合確保基金を活用した「介護人材確保のためのボランティアポイント」

若者層、中年年齢層、
子育てを終えた層、
高齢者層



○実施主体: 都道府県(市町村への補助を想定)

○ポイント付与の対象: 若者、中年年齢者、子育てを終えた者、高齢者等。認知症の人も対象。

○対象事業:

①都道府県等が実施する介護分野への入門的研修等の各種研修の受講

②高齢者の通いの場、認知症カフェや介護施設等での介護の周辺業務(清掃、配膳、見守り等)などのボランティア活動

○財源構成: 国2/3、都道府県1/3

<取組のイメージ>

介護予防に着目(現行制度)

通いの場
への参加

ポイント

通いの場の運営や
補助等を行う
ボランティア

ポイント

さらなる社
会参加を希
望する者

チームオレン
ジの付与例

ポイント

人材確保に着目

ポイント

介護分野
の研修参
加

実践

介護の
周辺業務

ステップ
アップ

介護現場での更
なる活躍

ステップアップ研修の受講(登録) チームオレンジにおける認知症カフェ等での見守り(ステップアップ)

【現行制度】地域支援事業(一般介護予防事業)を活用した「介護予防に資するボランティアポイント」

高齢者層



○実施主体: 市町村(平成30年度: 515市町村で実施)

○ポイント付与の対象: 高齢者

○対象事業: ①介護予防に資するボランティア活動

②介護予防に資する活動への参加

○財源構成: 国25%、都道府県12.5%、市町村12.5%、介護保険料50%

※両施策を同時に実施する場合、一体的にポイントの管理、ボランティア活動の場へのマッチングを行うことは可能(共通経費は登録者数の多い制度に計上)

※それぞれ単独での実施も可能

総合事業の対象者の弾力化

○介護保険制度の見直しに関する意見書（令和元年12月27日）（抄）

- ・現在、総合事業の対象者が要支援者等に限定されており、要介護認定を受けると、それまで受けていた**総合事業のサービスの利用が継続できなくなる点**について、本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続することを可能とする観点から、**介護保険の給付が受けられることを前提としつつ、弾力化を行う**ことが重要である。
- ・国がサービス価格の上限を定める仕組みについて、市町村が創意工夫を発揮できるようにするため、**弾力化を行う**ことが重要である



○介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和2年10月22日厚生労働省令第176号）

① 総合事業の対象者の弾力化【第140条の62の4関係】

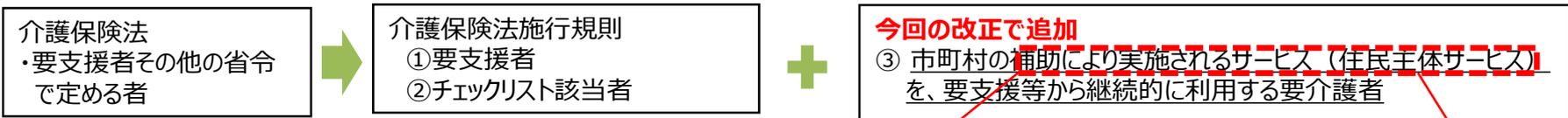
- ・介護予防・生活支援サービス事業の対象者に、当該事業における補助により実施されるサービス（住民主体のサービス）を継続的に利用する要介護者を追加する。

② 総合事業のサービス価格の上限の弾力化【第140条の63の2関係】

- ・介護予防・生活支援サービス事業のサービス価格について、国が定める額を勘案して市町村が定める額とする。

※施行日は令和3年4月1日

○対象者の追加イメージ



※ 介護予防・生活支援サービス事業のサービス類型

	訪問型/通所型 従前相当サービス	訪問型/通所型 サービスA	訪問型/通所型 サービスB	訪問型/通所型 サービスC	訪問型 サービスD
内容	従前の予防給付相当	緩和された基準	住民主体	短期集中予防	住民主体の移動支援
提供方法	事業者指定	事業者指定、委託	補助	直接実施、委託	補助

介護予防・日常生活支援総合事業の補助事業（B型・D型）の対象者の見直しについて①

- 令和3（2021）年4月より、介護予防・日常生活支援総合事業における、住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等に対する補助事業（B型・D型）について、要支援者等に加えて、介護給付を受ける前から継続的に利用する要介護者（継続利用要介護者）の方々も対象となります。
- これにより、住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等が、市町村による運営費全体の補助を受けやすくなるなど、継続利用要介護者の方々のご希望を踏まえて、地域とのつながりを継続することを可能とするための見直しです。

見直しの内容

- 【現在】
- ・総合事業の対象者は「要支援者」「基本チェックリスト該当者」とされています。
 - ・総合事業で、住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等に対して運営費全体を補助するためには、「要支援者」「基本チェックリスト該当者」が利用者全体の過半数である必要などがあります。
- 【令和3年4月以降】
- ・令和3年4月からの見直しにより、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスを、介護給付を受ける前から継続的に利用する要介護者（継続利用要介護者）も、総合事業の対象者となります。
 - ・これにより、按分の方法により補助額を決定している市町村においては、「継続利用要介護者」の方々も含めて利用者全体の過半数であるかを見ることになるため、住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等が、市町村による運営費全体の補助を受けやすくなります。
 - ・これは、継続利用要介護者の方々のご希望を踏まえて、地域とのつながりを継続することを可能とするための見直しです。

◀住民主体のサービスへの補助の例▶

※あくまで例ですので、補助の方法は自治体により異なることがあります。



要支援の方が全体の過半数未満なので、運営費は利用者数の按分で補助
(4/9⇒約40%補助)



見直しに関するQ&A

Q1 総合事業の補助事業とは何ですか？

A1 ボランティアの方々など、住民主体の生活支援等の活動に対し、要支援者等に対するサービス提供を条件として、その運営費等を補助する事業（訪問型サービス(B)や通所型サービス(B)、訪問型サービスD（移動支援）など）です。

Q3 介護給付を受けている要介護者ですが、現在でも、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスを利用しています。令和3年4月の見直しにより、何か変わりますか？

A3 今回の見直しの対象は、介護給付を受ける前から継続的に利用する要介護者（継続利用要介護者）の方々です。
要支援等からの継続的な利用ではなく、介護給付を受けている要介護者の方で既に利用している方は、令和3年4月の見直し以降も、特に変わることはありません。

Q5 令和3年4月以降、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスを利用する継続利用要介護者へのケアマネジメントはどのようになりますか？

A5 今回の見直しの対象である継続利用要介護者の方々は、介護給付を受けながら、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスの利用を希望される方々です。
介護給付を受けているため、居宅介護支援事業者のケアマネジャーがケアマネジメントを行います。

Q2 要介護者が、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスを利用すると、訪問介護や通所介護などの介護給付を受けることができなくなってしまうのですか？

A2 総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスの利用によって、介護給付を受けることができなくなることはありません。

Q4 総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスをこれまで利用したことのない要介護者も利用できますか？

A4 住民主体のサービスは自主的に実施されているものですから、今回の見直しに関わらず、利用の可否についてはそのボランティア団体等と利用者の間で決定されます。
なお、按分の方法により補助額を決定している市町村においては、継続利用要介護者の方々も含めて利用者全体の過半数であるかを見て、ボランティア団体等に対し、運営費全体を補助するかどうかを決めることとなります。

Q6 継続利用であれば、介護給付を受けるようになっても、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスを必ず利用できるということですか？

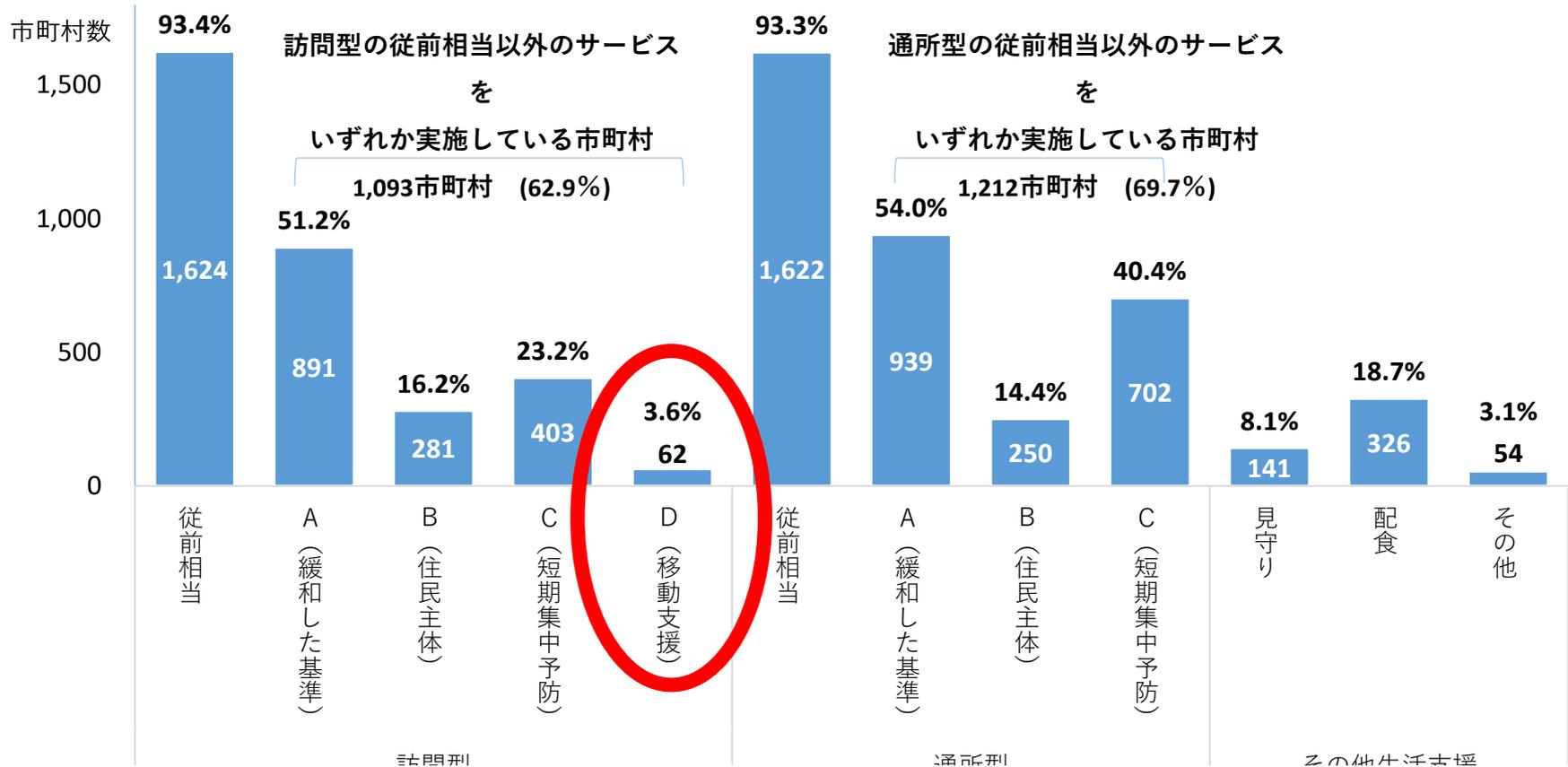
A6 要支援から要介護に介護度が上がったことにより、団体が対応できなくなる可能性もあります。また、団体の判断に加えて、ご本人の希望に基づき、ケアマネジャーがケアマネジメントの中で利用の適切性を判断し、助言を行います。

(参考) 介護予防・生活支援サービス事業の実施状況

サービス事業を実施している市町村数を見ると、従前相当サービスを実施している市町村は、「訪問型」で1,624市町村（93.4%）、「通所型」で1,622市町村（93.3%）である。従前相当以外のサービスをいずれか実施している市町村は、「訪問型」で1,093市町村（62.9%）、「通所型」で1,212市町村（69.7%）であった。

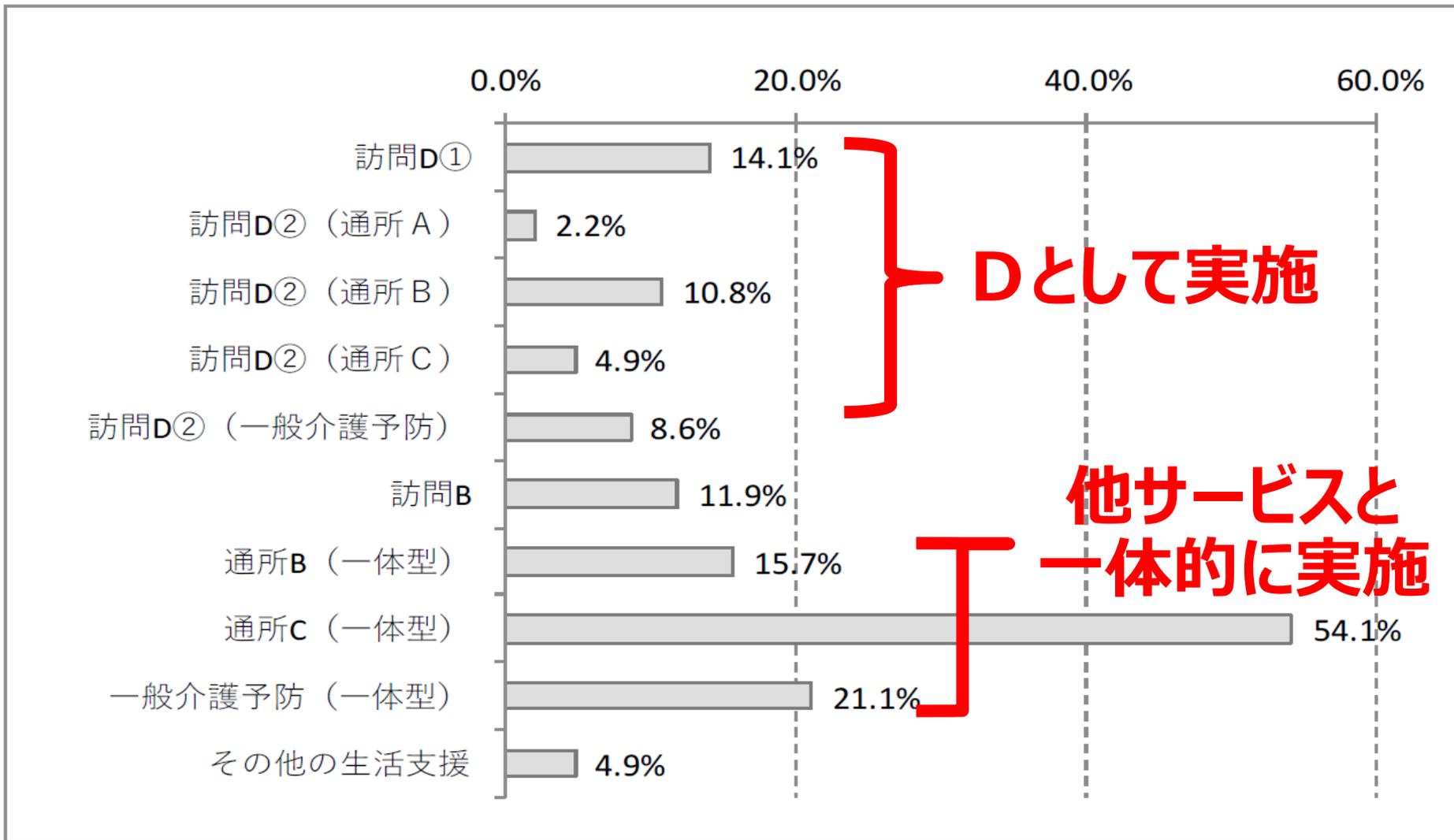
n=1,739

サービスを実施している市町村数



*令和2年度に実施した「介護予防・日常生活支援総合事業等（地域支援事業）の実施状況」（令和元年度実施分）に関する調査（第2弾）」（以下、「厚労省調べ」という。）の調査結果をもとに集計。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000141576_00007.html

図表 4-25 実施しているサービスの種類(複数回答)(n=185)



図表 4-28 移動支援サービスの延べ利用者数(合計) (単位:人)

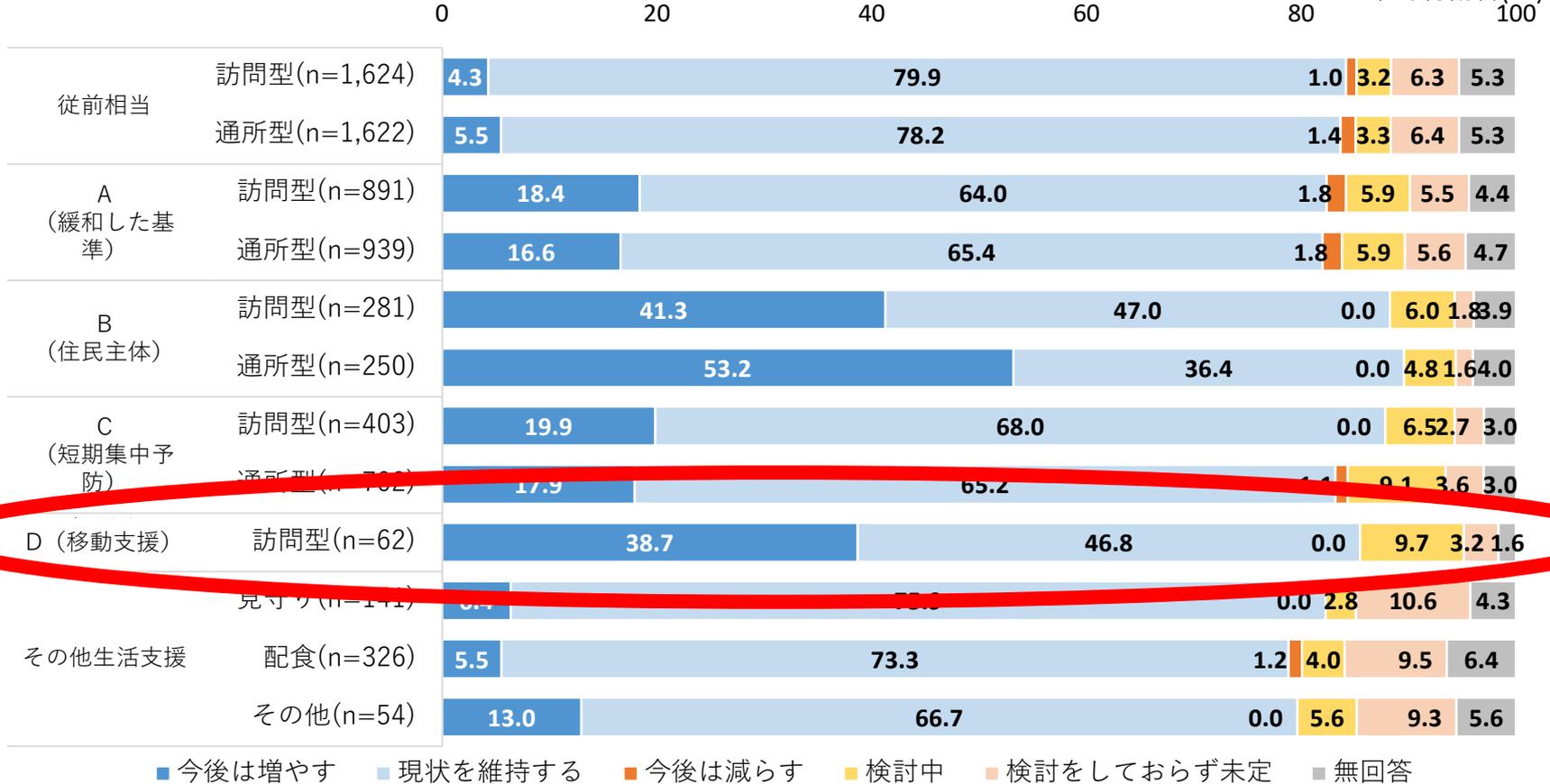
(人) ※回答数を除く

		件数	平均値	最大値	最小値
パターン①	訪問D①	18	528	2,784	0
パターン②	訪問D②	25	443	3,526	0
パターン③	訪問B	15	221	1,743	0
パターン④	通所B・C ・一般介護	106	1,457	25,182	0
パターン⑤	その他の 生活支援	8	611	3,848	0

1 総合事業の今後の実施方針①

在サービスを実施している市町村の今後の実施方針をみると、「今後は増やす」と回答した割合は「サービスB：通所型」が53.2%と最も高く、次いで「サービスB：訪問型」が41.3%、「サービスD：訪問型」が38.7%であった。

今後の実施方針（現在サービスを実施している市町村）

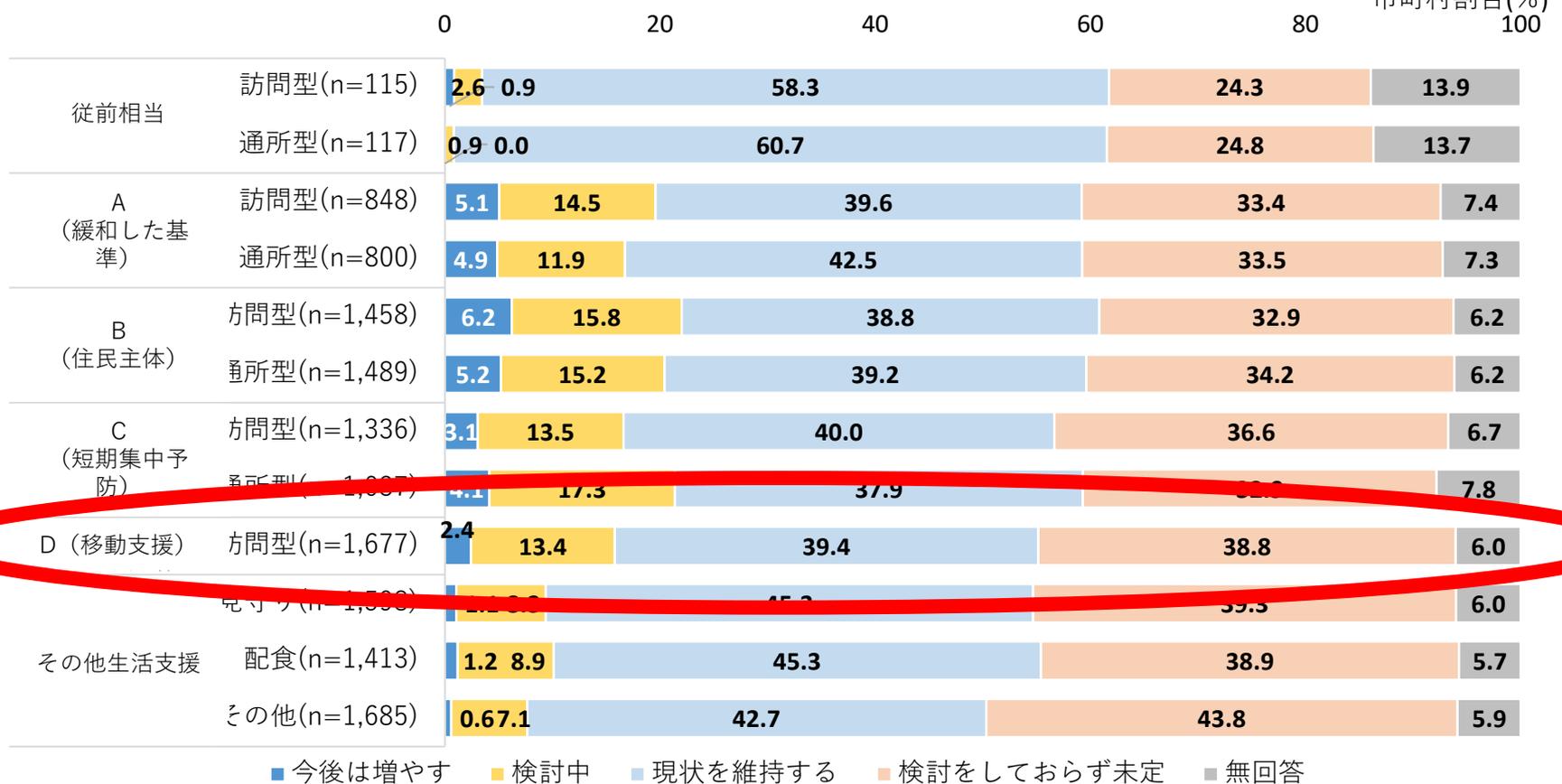


*サービスの実施状況については「令和元年度 介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況（令和元年度実施分）に関する調査 Ⅲの1.介護予防・生活支援サービス事業」を参照 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000141576_00007.html

1 総合事業の今後の実施方針②

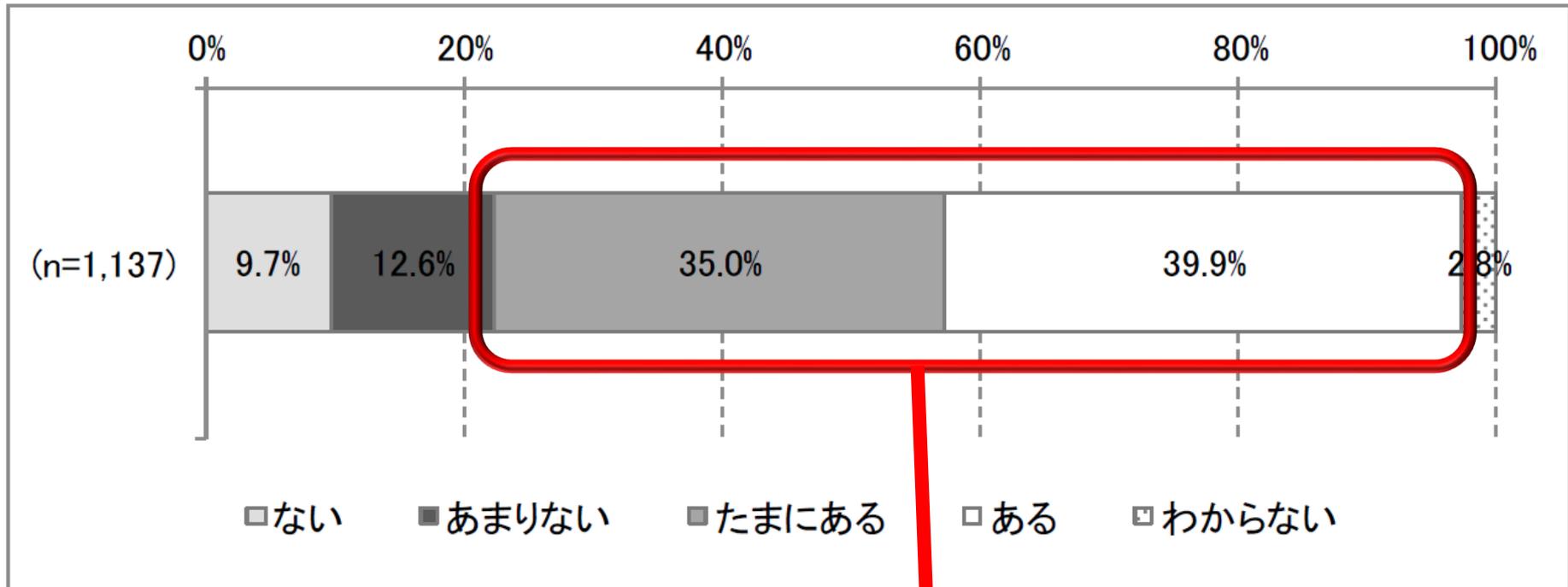
現在サービスを実施していない市町村の今後の実施方針をみると、従前相当以外の多様なサービス（サービスA～サービスD）について、「今後は増やす」または「検討中」と回答した割合は約2割、「現状を維持する」または「検討しておらず未定」と回答した割合は約8割であった。

今後の実施方針（現在サービスを実施していない市町村）



*サービスの実施状況については「令和元年度 介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況（令和元年度実施分）に関する調査 Ⅲの1.介護予防・生活支援サービス事業」を参照 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000141576_00007.html

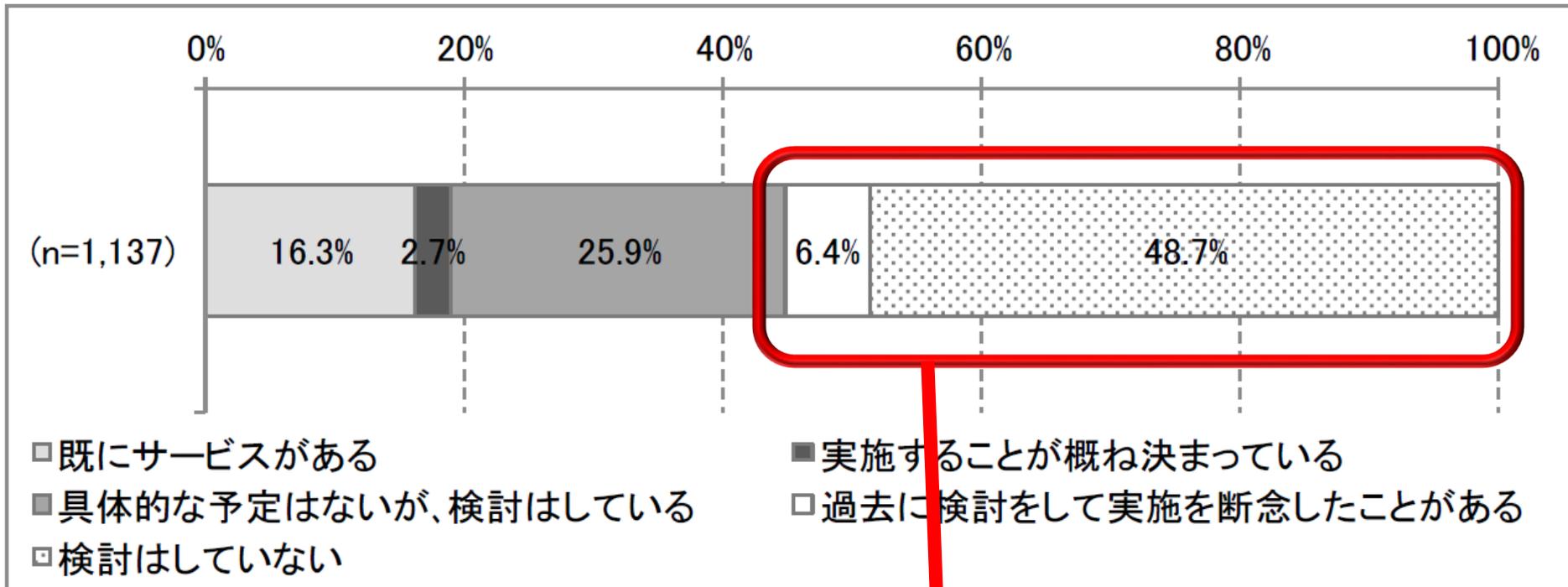
図表 4-19 地域ケア会議における移動手段の確保に関する問題提起の状況



ケア会議における
 移動手段の確保に関する問題提起
 ⇒「ある」・「たまにある」と回答した自治体

74.5%

図表 4-22 総合事業による補助等を行う移動支援サービス・送迎等の現状



総合事業による移動支援サービス等の現状

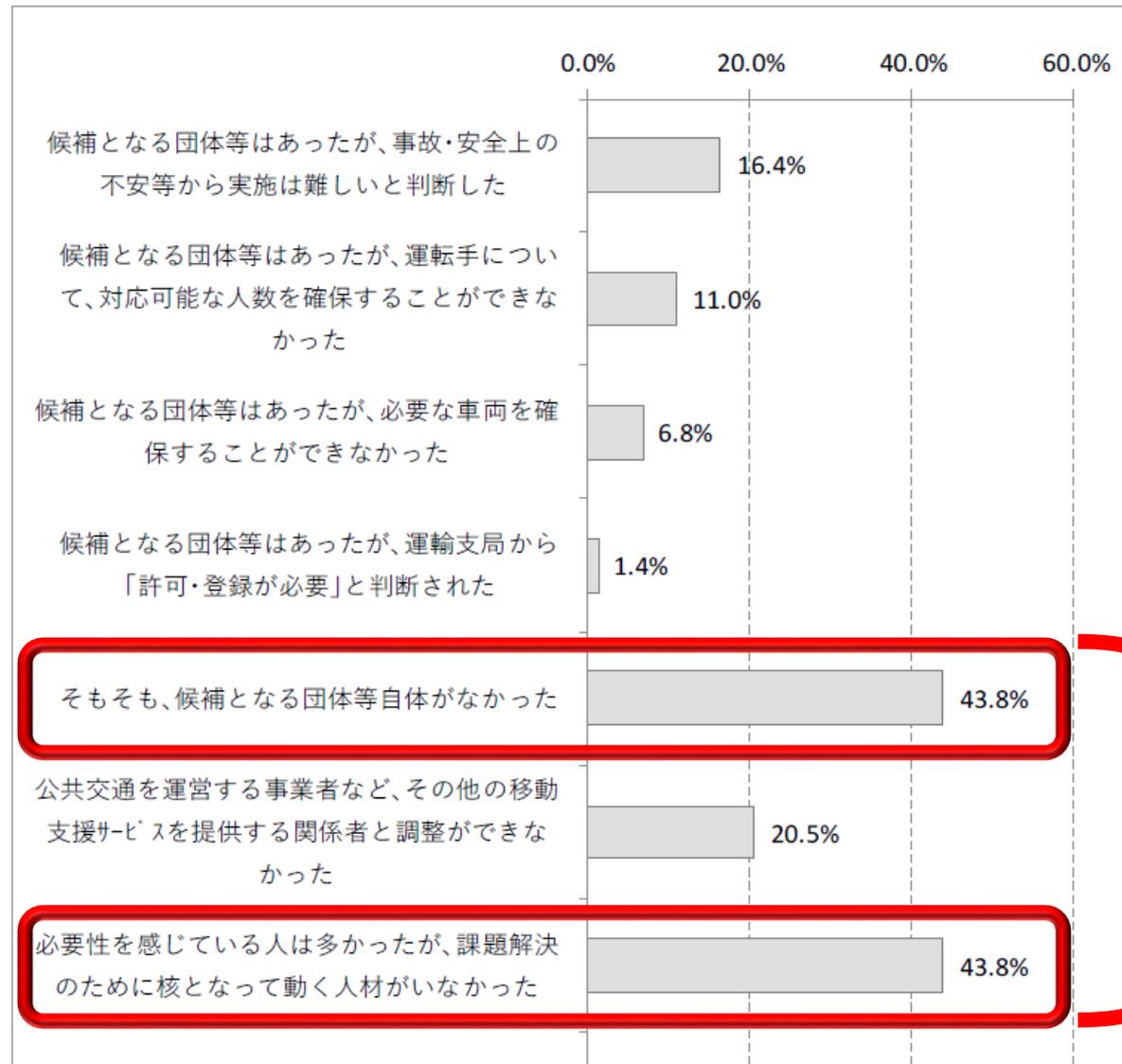
⇒過去に検討したが断念 (6.4%)

⇒検討していない (48.7%)

55.1%

図表 4-33 総合事業による補助等を行う移動支援サービス・送迎の実施を断念した理由(複数回答)

(n=73)



担い手の確保が課題

出典: 介護保険制度等に基づく移動支援サービスに関する調査研究事業報告書(令和元年度 老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業 令和2(2020)年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

移動支援サービスの推進に係る調査研究事業

(令和3年度老人保健健康増進等事業)

(事業名)

「介護予防・日常生活支援総合事業に基づく移動支援サービスの効果的な運営に関する調査研究事業」

(事業概要)

高齢者の移動支援については、令和元年6月の「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」（「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」決定）において、その施策の充実が明記されている。

高齢者の移動手段の確保について課題を抱える市町村も多く、介護予防・日常生活支援総合事業においても、その支援に取り組む市町村もあるが、限定的な状況となっている。

こうした中で、移動支援サービスを創出していくためには、担い手等の確保に取り組む必要があるとともに、運輸支局との調整などの対応もあることから、管内の都道府県とも連携しながら進めていくことが重要であり、一部の都道府県においては、相談窓口の設置やアドバイザー派遣等により市町村を支援している事例もある。

本事業では、**市町村支援に積極的に取り組んでいる都道府県にヒアリングをし、その結果を踏まえ、支援のためのノウハウやポイントを整理する。あわせて、整理したポイント等を基に複数の都道府県で実証し、その結果を踏まえ、広く都道府県で活用できるよう手引きを作成する。**